

八事霊園・斎場管理事務所（獣し棟前）
における自動販売機設置に係る
名古屋市有地の一時貸付
（先着順）

案内書

[名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所]

申込受付期間：令和8年3月6日(金)～令和8年3月13日(金)

名古屋市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目 次

案内書

第1 貸付物件	P 1
第2 参加者の資格	P 1
第3 自動販売機の設置条件	P 4
第4 先着順貸付	P 4
第5 契約の締結	P 5
第6 契約保証金・貸付料の納付	P 6
第7 販売実績の報告	P 6
第8 問い合わせ先	P 6
契約書(案)	P 7
仕様書	P 1 4
公有財産借受申込書（記載例・申込書）	P 2 0
法人役員に関する調書（記載例・申込書）	P 2 4
販売実績報告書（記載例・報告書）	P 2 6
案内図	P 2 8

先着順受付 案内書

- 下記の物件は、受付期間内に、先着順により定価でお貸しします。
- 受付期間：令和8年3月6日(金)～令和8年3月13日(金)（土曜日、日曜日を除く）
- 受付時間：午前9時～正午 午後1時～午後5時
- 先着順のため、申込済み又は契約済みの場合があります。

第1 貸付物件

1 自動販売機を設置する場所等

物件番号	設置場所	貸付面積	設置台数	貸付金額（月額）	仕様
八事 2	獣し棟前	1.2 m ² (幅 1.2m ×奥行 1m)	1 台	400 円	仕様書参照

- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 電源コンセントが既設されているため、新たに設置する必要はありません。また、設置場所は勾配がない場所となっています。
- 4 詳しくは仕様書をご参照ください。
- 5 現地説明会は行いません。申込者の方は必ず事前に連絡のうえ、ご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する方
- (2) 契約を締結する能力を有しない方又は破産者で復権を得てない方
- (3) 名古屋市が実施した公有財産の貸付けに係る入札において、次のア及びイのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除く。）
 - ア 公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合すること
 - イ 落札者又は申込者が契約を締結すること又契約者が契約を履行することを妨げること
 - ウ 正当な理由なくして契約を締結又は履行しなかったこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている方（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている方（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除く。）

- (6) 本件先着順受付の申込の日（以下「申込日」という。）現在で指名停止中の方
- (7) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、**申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）**について、**氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。**詳しくは「**第 4 先着順貸付**」を参照ください。**情報の提出に同意いただけない方は、申し込むことができませんので、ご注意ください。**

なお、提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた先着順募集関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

(1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 本件は一時貸付けであり、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 25 条の一時使用にあたるため、同条の規定に基づき、同法の該当する条項の適用は除外されます。

2 貸付期間

(1) 当初の契約は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、以後令和 9 年 4 月 1 日から 1 年を限度に 1 年を単位として更新できます(最長令和 10 年 3 月 31 日まで)。

(2) 更新は 1 年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、令和 8 年 11 月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。

3 貸付料

貸付料は本案内書「第 1 貸付物件」に記載しています。

4 必要経費、設置機器の仕様、維持管理

仕様書をご参照ください。

5 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

(1) 申し込み条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。

(4) その他契約書、仕様書の事項を遵守すること。

6 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても、一切名古屋市に請求することができません。

第4 先着順貸付

受付期間	令和 8 年 3 月 6 日(金)～令和 8 年 3 月 13 日(金) 午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 5 時 (土曜日、日曜日を除く)
提出先	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 TEL 052-832-1750 〒 468-0071 名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 6 9 番地

必要書類等	<p>(1) 公有財産借受申込書 1 通 20 ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。公有財産借受申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を公有財産借受申込書の裏面に印刷してください。</p> <p>(2) 〈個人の場合〉住民票の写し（個人番号、住民票コード、続柄及び本籍が省略されたもの）1 通（※コピーのことではありません） 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通 どちらも発行後 3 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) 〈法人のみ〉法人役員に関する調書 書式が 24 ページにあります。なお、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。</p> <p>(4) 〈個人法人いずれも〉入札公告の日から過去 3 年以内に自らが管理・運営する清涼飲料水等食料品の自動販売機を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書、本市発行の行政財産使用許可書がある場合は、それらのコピーを提出してください。） ※提出がない場合は、後述の契約締結時に契約保証金の納付が必要となります。</p>
注意事項	<p>(1) 受付開始時間の午前 9 時まで、又はそれ以降に、提出先に、同時に、複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。</p> <p>(2) 受付場所へ必要書類をお持ちください。必要書類が揃っていない場合は受付できません。</p> <p>(3) 先着順のためすでに貸付契約済みの場合はありますのでご了承ください。また、貸付契約済みでなくても事情により期間途中で受付を取りやめることもありますのでご了承ください。</p> <p>(4) 契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。</p> <p>(5) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p>
受付後	<p>(1) 申込受付後、借受資格について審査をし、適格と認めた方には次の書類を送付します。</p> <p>① 貸付決定通知書 ② 契約保証金の納入通知書 ③ 公有財産一時使用契約書</p> <p>※②については必要な方だけお送りします。</p> <p>(2) 借受資格が無いと認めた方にはその旨を通知します。</p>

第 4 契約の締結

1 賃借人には、八事霊園・斎場管理事務所から契約書、公有財産貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。

- 2 契約締結期限は令和 8 年 3 月 31 日(火)です。それまでに貸付契約をしないときは借入者の資格を取り消します。
- 3 契約書に収入印紙の貼付が必要な場合は、借入者の負担とします。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有します。
- 4 貸付契約は、申込者名義で行います。

第 6 契約保証金・貸付料の納付

- 1 貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。
- 2 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第 31 条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 3 契約保証金は、貸付月額の 6 か月分とします。
- 4 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 5 契約保証金には、利子を付けません。
- 6 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、**納付の前日 10 日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関**が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第 7 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(26 ページ)により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第 8 問い合わせ先

担当所属	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 (TEL:052-832-1750)
質問方法	上記担当所属あてにファックス (FAX:052-832-7759) 又は電子メール (E-mail:a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp) により質問書を送付してください。(様式は自由) 電話による質問はできません。 ただし、 件名には「八事自販機質問(獣し棟前)」 の文言を必ずいれてください。 また、質問事項の他、質問者の部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスも記載してください。
質問期限	令和 8 年 3 月 12 日(木) 午後 3 時 なお、令和 8 年 3 月 4 日(水)までに受けた質問は令和 8 年 3 月 5 日(木)を目安に名古屋市公式ウェブサイトへ掲載します。それ以降は随時、掲載予定です。
回答方法	質問に対する回答は、名古屋市公式ウェブサイトへ掲載します。

公有財産一時使用契約書(案)

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

（1）自動販売機設置場所及び台数

物件番号	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
八事 2	天白区天白町八事裏山69	獣し棟前	1.2 m ² (幅 1.2m × 奥行 1m)	1台

（指定用途）

第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 賃借人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

（一時使用期間及び更新）

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から1年を限度（最長令和10年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める賃借人の申請は、令和8年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

第5条 貸付料は、月額金400円とし、年度総額金4,800円とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	期間	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

（第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年度	期間	支払時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日

3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計る子メーターを設置するものとする。

2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付するものとする。

3 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める率により算定した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を延滞金として賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金2,400円（貸付月額6か月分）を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。

6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。

7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 一時使用物件が滅失し、又は損傷したとき。

(契約不適合責任)

第 11 条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求及び損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第 12 条 賃借人は、一時使用物件を、賃貸人が定める日までに第 3 条第 1 項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 13 条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第 14 条 賃借人は善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の定めにより支出する費用については、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対してその償還等の請求をすることができない。

3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第 15 条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10 月末及び 4 月末に一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(財務調査等)

第 16 条 賃貸人は、本件契約継続期間中いつでも、賃借人に対して財務諸表の提出を求めることができる。

2 賃借人が、賃借人の責に帰すべき事由により、第 5 条第 2 項に定める貸付料の支払いを怠った場合は、賃貸人は、賃借人に対して賃借人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 第 1 項又は第 2 項に定める賃貸人の求めがあった場合は、賃借人は誠意をもって対応しなければならない。

4 賃貸人は第 1 項又は第 2 項により知りえた情報を正当な理由なく第三者に知らせてはならない。

5 賃借人は、第 2 項の場合において、賃貸人が、本件契約と同種の契約を賃借人との間で締結している国または地方公共団体と、賃借人の債務の支払い情報を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(違約金)

第 17 条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

(1) 第 3 条第 1 項の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金 2,800 円（貸付料 2 年分総額の 100 分の 30 に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）

- (2) 第12条第2項の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金960円（貸付料2年分総額の100分の10に相当する額。）
- (3) 第13条の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金2,880円（貸付料2年分総額の100分の30に相当する額。）
- (4) 第15条に定める調査協力義務を怠ったときは、金960円（貸付料2年分総額の100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第18条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために、一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第2項の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第3項の定め違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

（期間内解約）

第19条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の貸付料について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第20条 天災地変その他賃貸人及び賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって、一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第21条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合には、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、一時使用物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第 22 条 本件契約が、第 18 条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第 1 号によるとき又はその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第 23 条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賃貸人の解除権)

第 24 条 賃貸人は、賃借人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
 - (4) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、賃貸人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）（以下「契約規則」という。）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 25 条 賃借人がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、賃貸人が契約を解除するか否かにかかわらず、賃借人は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など賃貸人に金銭的損害が生じない行為として、賃借人がこれを証明し、そのことを賃貸人が認めるとき。
 - (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、賃借人又は賃貸人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第 1 項に規定する場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃貸人は、賃借人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、賃借人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、賃貸人は、賃借人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(有益費等の放棄)

第 26 条 賃借人は、一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第 27 条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第 28 条 本件契約に関して疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第 29 条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合には、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

ただし、本契約の契約内容を記録した電子的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

賃借人

印

仕様書

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

自動販売機設置のための市有地の貸付期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、当初の条件を変更しないことを前提に、令和9年4月1日から1年を限度に、1年を単位として契約の更新をできるものとする（最長令和10年3月31日まで）。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 1,000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、及び10円硬貨が使用できる機種とすること。なお、新硬貨、新紙幣が発行された場合は利用者に不都合や不便が生じないよう適切に対応すること。
- (4) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (5) 自動販売機及び付帯設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。なお、設置する物件において、新たに電気・水道工事を必要とするものは、賃貸人と協議のうえ、仕様書に記載された仕様に基づき電気設備等も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (6) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (7) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (8) 自動販売機に併設して、販売する飲料容器の種類に応じた使用済み飲料容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (9) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (10) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (11) 自動販売機の設置・撤去については貸付期間内に完了すること。
- (12) 設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和8年4月2日以降となった場合においても、事業者は貸付料の減免又は返還を求めるとはできない。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

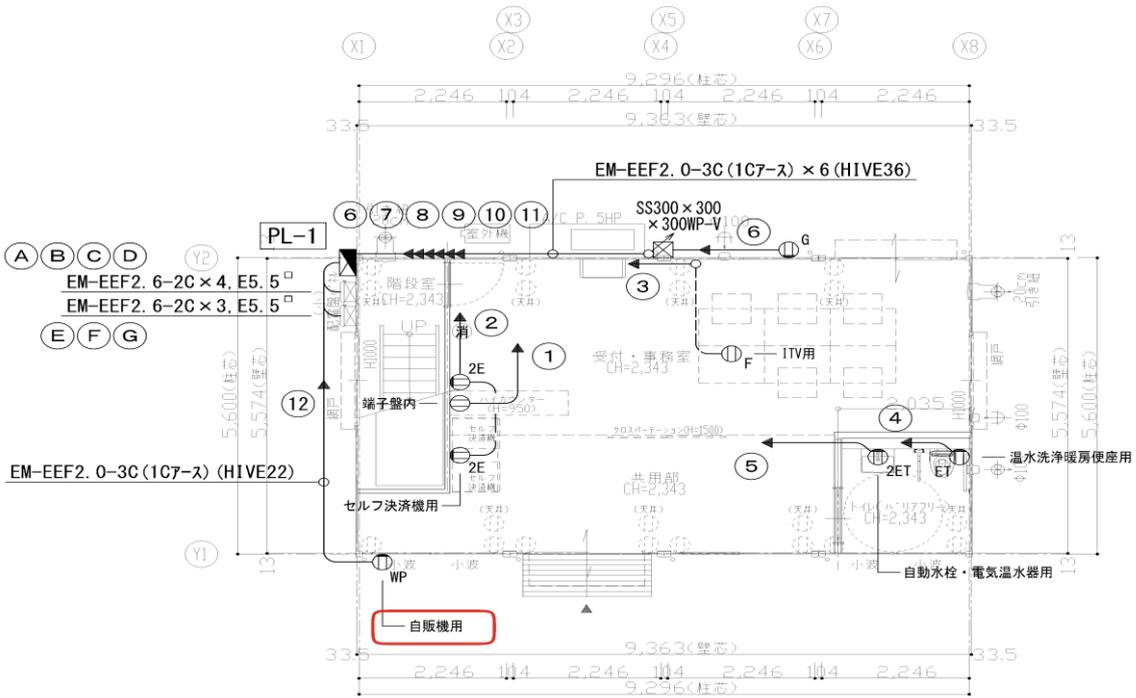
- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。
なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み飲料容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障などのトラブルの際には、現地に当日中に到着できる体制をとること。
- (7) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、賃借人の責任において対応すること。
- (9) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (10) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (11) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は、自動販売機が盗難、破損したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。
- (12) 賃借人は、賃貸人が公共上の理由により自動販売機の移転を求めたときは、求めに応じて移動するものとする。

4 自動販売機設置場所及び台数など

(1) 自動販売機設置場所及び台数

物件番号	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
八事 2	天白区天白町八事 裏山69	獣し棟前	1.2㎡ (幅 1.2m×奥行 1m)	1台

コンセント図



5 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（使用済み飲料容器回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。
なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。
- (4) 設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。
なお貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、賃貸人に対し有益費等の請求はできない。

【施工内容】

- ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること。
 - イ 電源は、既設のコンセントを利用することができるが、当該コンセントを利用しない場合は、賃貸人の指示する既設電灯分電盤と自動販売機までの間に適法に電気工事を行うこと。
 - ウ 漏電遮断機能を内蔵した自動販売機を設置する場合を除き、電源と自動販売機の間、自動販売機の電気容量に応じた漏電遮断機を設置すること。
 - エ 電線は、動力線、電灯線、制御線等の種類ごとに整理して配線すること。
 - オ 電線は、機器、分電盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被服すること。
 - カ 屋外配線を行う場合は、合成樹脂管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
 - キ 屋外に設置をするため、コンセント、ブレーカー等については、防雨対策や第三者によるいたずら防止のための対策を講じること。
 - ク 施工にあたり発生した廃棄物は、全て賃借人の責任において関係法令に従い適正に処分すること。
 - ケ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは賃借人がこれを復旧修理又は補償するものとする。
 - コ 工事中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
 - サ その他工事の詳細については、賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項及び賃貸人の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。
- (5) お盆、春・秋彼岸、年末年始の時期等、一度に多くの墓参者が見込まれる際は、賃貸人と協議の上、補充や回収等、適切な対応に努めること。

6 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 賃借人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、名古屋市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 賃借人が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

7 参考

(1) 令和7年度上半期販売実績（猷し棟前）

年月	販売数量（本）
令和7年4月	258
令和7年5月	271
令和7年6月	247
令和7年7月	114
令和7年8月	204
令和7年9月	166

※令和7年度より新たに設置されたため、販売実績は令和7年度上期のみとなっている。
※隣接する八事斎場再整備事業にかかる工事エリアについて、令和7年度当初は当該エリア内に自動販売機は設置されていなかったが、令和7年度の夏頃から八事斎場整備事業者によって当該エリア内に飲料の自動販売機が設置されている。

(2) 猷し棟について

本施設は、死亡した動物等の火葬を行う施設であり、元日を除き毎日営業している施設である。

ア 猷し棟業務に携わる職員数 約5名

イ 猷し棟における動物火葬件数 9,945件(令和6年度実績)

(3) その他

(1)～(2)に記載された内容はあくまで参考であり、名古屋市が今後の自動販売機の売上げや稼働などを保証するものでない。

8 現地確認可能日時

平日9時～16時（事前に要連絡。大型車での来場は、不可。）

9 契約担当課及び施設担当課

健康福祉局 生活衛生部 八事霊園・斎場管理事務所 電話 052 (832) 1750 （担当：田中）

公有財産借受申込書	
年 月 日	
(あて先)名古屋市長	
申込者 住 所 氏 名 ^{フリガナ} (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)	
裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物 件 番 号	八事 2
使用目的及び用途	自動販売機の設置
種 類	清涼飲料水
施 設 名 称	八事霊園・斎場管理事務所
設 置 場 所	獣し棟前
設 置 台 数	1台
借 受 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) (名前) 電話 ()
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(裏面)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

公有財産借受申込書	
年 月 日	
(あて先)名古屋市長	
個人の場合	申込者 住所 名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号 氏名 <small>フリガナ</small> 名古屋 太郎
法人の場合	申込者 住所 名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号 氏名 <small>フリガナ</small> <small>ナゴヤカブシキガイシャ</small> 名古屋株式会社 代表取締役 <small>ナゴヤ</small> 名古屋 <small>イチロウ</small> 一郎 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)
裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物件番号	八事 2
使用目的及び用途	自動販売機の設置
種類	清涼飲料水
施設名称	八事霊園・斎場管理事務所
設置場所	獣し棟前
設置台数	1台
借受期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
書類送付先	(住所) 〒000-0000 名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号 (名前) 名古屋株式会社 営業部 貸貸人野 賃借人郎 電話000 (123) 4567
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

- 備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(裏面)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ <u>S</u> ・H・R 35・1・1	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>S</u> ・H・R 36・3・1	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ <u>S</u> ・H・R 40・7・1	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サプロウ) 公社 三郎	T・ <u>S</u> ・H・R 42・9・1	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R ・		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  代表役員については、法人 登記簿に記載されている 住所を記載し、その他 の役員については、現住 所を記載する。 </div>
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載すること。

販売実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

令和 年度

契約者	会社名						
	役職・氏名						
	連絡先	担当者					
電話番号							
物件番号			施設名称				
種類			設置場所				
契約日	令和 年 月 日				設置台数	台	
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半期計		円		下半期計		円	
年度合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 八事霊園・斎場管理事務所
所在地：名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 69 番地
電話：052-832-1750 FAX：052-832-7759
E-mail：a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

販売実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市長

令和8年度

契約者	会社名		名古屋株式会社				
	役職・氏名		代表取締役 名古屋 一郎				
	連絡先	担当者	営業部 貸付人野 賃借人郎				
		電話番号	000-123-4567				
物件番号	八事 1	施設名称	八事霊園・斎場管理事務所				
種類	清涼飲料水	設置場所	獣し棟前				
契約日	令和〇年〇〇月〇〇日				設置台数	1台	
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月	〇〇本	△△円		10月		円	
5月	〇〇本	△△円		11月		円	
6月	〇〇本	△△円		12月		円	
7月	〇〇本	△△円		1月		円	
8月	〇〇本	△△円		2月		円	
9月	〇〇本	△△円		3月		円	
上半期計	××本	□□円		下半期計		円	
年度合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

- 2 報告先 八事霊園・斎場管理事務所
 所在地：名古屋市天白区天白町大字八事字裏山69番地
 電話：052-832-1750 F A X：052-832-7759
 E-mail：a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所(現地案内図)

